

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法

昭和30年12月19日法律第188号
改正昭和31年3月31日法律第49号
改正昭和35年5月10日法律第79号
改正昭和36年4月25日法律第69号
改正昭和37年4月28日法律第91号
改正昭和51年1月16日法律第2号
改正昭和53年7月5日法律第86号
最終改正昭和58年12月2日法律第78号

目 次

第一章 総則（第一条）

第二章 原子力委員会（第二条―第十二条）

第三章 原子力安全委員会（第十三条―第二十二條）

第四章 原子力委員会及び原子力安全委員会と関係行政機関等との関係
（第二十三条―第二十五条）

第五章 補則（第二十六条・第二十七条）

附 則

第一章 総 則

（目的及び設置）

第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。

第二章 原子力委員会

（所掌事務）

第二条 原子力委員会（以下この章において「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること（原子力安全委員会の所掌に属す

るものを除く。)。

五 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。

六 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。) に関すること。

七 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること（原子力安全委員会の所掌に属するものを除く。)。

（組織）

第三条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

（委員長）

第四条 委員長は、科学技術庁長官たる国務大臣をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第五条 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁固以上の刑に処せられた者

（委員の任期）

第六条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

（委員の失職及び罷免）

第七条 委員は、第五条第四項各号の一に該当するに至った場合においては、その職を失

うものとする。

- 2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(会議)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に故障がある場合においては、第四条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行うものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

(委員の給与)

第九条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十一条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

第十二条 [削 除]

第三章 原子力安全委員会

(所掌事務)

第十三条 原子力安全委員会（以下この章において「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること。
- 二 核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のため規制に関すること。
- 三 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
- 四 放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。

五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項のうち、安全の確保のための規制に係るものに関する事。

(組 織)

第十四条 委員会は、委員五人をもって組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

(委員長)

第十五条 委員会に委員長一人を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、委員長について準用する。

(原子炉安全専門審査会)

第十六条 委員会に、政令で定める員数以内の審査委員で組織する原子炉安全専門審査会を置く。

2 原子炉安全専門審査会は、委員長の指示があった場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十七条 審査委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 審査委員は、非常勤とする。

3 学識経験のある者のうちから任命される審査委員の任期は、二年とする。

4 前項の審査委員は、再任されることができる。

第十八条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

(核燃料安全専門審査会)

第十九条 委員会に、政令で定める員数以内の審査委員で組織する核燃料安全専門審査会を置く。

2 核燃料安全専門審査会は、委員長の指示があった場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第二十条 第十七条及び第十八条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

第二十一条 [削除]

(準用)

第二十二条 第五条から第七条まで及び第九条から第十一条までの規定は委員会の委員について、第八条の規定は委員会の会議について準用する。

第四章 原子力委員会及び原子力安全委員会と関係行政機関等との関係

(決定の尊重)

第二十三条 内閣総理大臣は、第二条の決定について原子力委員会から、又は第十三条の決定について原子力安全委員会から報告を受けたときは、これを十分に尊重しなければならない。

(勧告)

第二十四条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、第二条各号又は第十三条各号に掲げる所掌事務について必要があると認めるときは、それぞれ、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

(報告等)

第二十五条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、この所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第五章 補 則

(連絡)

第二十六条 原子力委員会及び原子力安全委員会は、その所掌事務の遂行について、原子力利用が円滑に行われるように相互に緊密な連絡をとるものとする。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、原子力委員会及び原子力安全委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

- 1 この法律は、昭和31年1月1日から施行する。ただし、第八条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年7月5日法律第86号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第二条中原子力委員会設置法第十五条を第十二条とし同条の次に二章及び章名を加える改正規定のうち第二十二條（同条において準用する第五条第一項の規定中委員の任命について両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）の規定並びに次条第一項及び第三項の規定 公布の日

二 （前略）第二条の規定（前号に掲げる同条中の規定を除く。）、（中略）並びに次条第二項、附則第五条から附則第七条まで及び附則第九条の規定 公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日（昭和53年10月4日から施行）

三 （略）

（経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる日の前日において原子力委員会の委員である者のうち内閣総理大臣が指定する二人については、その任期は、第二条の規定による改正前の原子力委員会設置法（第三項において「旧設置法」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の施行後最初に任命される原子力安全委員会の委員の任期は、同法第二十二条において準用する同法第六条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については一年六月、三人については三年とする。

3 前条第二号に掲げる日の前日において原子力委員会の原子炉安全専門審査会の審査委員である者の任期は、旧設置法第十四条の三第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（昭和58年12月2日法律第78号）抄

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和59年7月1日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令

昭和31年1月24日政令第4号

改正昭和32年6月28日政令第160号

改正昭和33年4月21日政令第82号

改正昭和36年9月7日政令第304号

改正昭和53年9月28日政令第336号

改正昭和58年12月23日政令第260号

最終改正昭和59年6月27日政令第219号

目 次

第一章 原子力委員会（第一条－第五条）

第二章 原子力安全委員会（第六条－第八条）

附 則

第一章 原子力委員会

（会議）

第一条 会議は、毎週一回開くことを例とするほか、必要に応じて開くものとする。

2 委員長は、会議の日程及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（参与）

第二条 原子力委員会に、参与二十五人以内を置き、会務に参与させる。

2 参与は、学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 参与は、非常勤とする。

4 学識経験がある者のうちから任命される参与の任期は、二年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の参与は、再任されることができる。

（専門委員）

第三条 原子力委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第四条 原子力委員会の庶務は、科学技術庁原子力局政策課において総括し、及び処理する。ただし、科学技術庁原子力安全局又は関係行政機関（科学技術庁を除く。）の所掌に属する事項に係るものについては、それぞれ、科学技術庁原子力局政策課及び科学技術庁原子力安全局原子力安全課において又は、科学技術庁原子力局政策課及び当該関係行政機関の担当部局において共同して処理する。

(雑則)

第五条 前各条に定めるもののほか、原子力委員会の運営に関し必要な事項は、原子力委員会が定める。

第二章 原子力安全委員会

(審査委員の員数)

第六条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第十六条第一項に規定する政令で定める原子炉安全専門審査会の審査委員の員数は、六十人とする。

2 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第十九条第一項に規定する政令で定める核燃料安全専門審査会の審査委員の員数は、四十人とする。

(庶務)

第七条 原子力安全委員会の庶務は、科学技術庁原子力安全局原子力安全課において総括し、及び処理する。ただし、科学技術庁原子力局又は関係行政機関（科学技術庁を除く。）の所掌に属する事項に係るものについては、それぞれ、科学技術庁原子力安全局原子力安全課及び科学技術庁原子力局政策課において又は科学技術庁原子力安全局原子力安全課及び当該関係行政機関の担当部局において共同して処理する。

(準用)

第八条 第一条、第三条及び第五条の規定は、原子力安全委員会について準用する。

附 則（昭和59年6月27日政令第219号）

この政令は、昭和59年7月1日から施行する。

原子力委員会専門部会等運営規程

昭和 3 2 年 7 月 4 日

原 子 力 委 員 会

最終改正平成 8 年 1 1 月 1 2 日

第一条 原子力委員会に、専門部会、懇談会その他原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第一条の目的を達成するため必要な機関（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等は、原子力委員会の指名する原子力委員会委員、参与又は専門委員をもって構成する。

3 専門部会等において調査審議すべき事項は、原子力委員会が定める。

第二条 専門部会等に部会長又は座長（以下「部会長等」という。）を置き、部会長等は、当該専門部会等に属する原子力委員会委員、参与及び専門委員の互選によって定める。

2 部会長等に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第三条 専門部会等は、部会長等が招集する。ただし、部会長等及び前条第 2 項の規定により部会長等が指名した者が欠けたときは、原子力委員会委員長が招集する。

第四条 専門部会等は、当該専門部会等に属する原子力委員会委員、参与及び専門委員の三分の一以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 専門部会等の議事は公開する。ただし、部会長等が、議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りでない。

3 前項ただし書きの規定により専門部会等の議事を公開しないこととした場合には、その理由を公表するものとする。

4 専門部会等において議決を行う必要があるときは、当該専門部会等に属する原子力委員会委員、参与及び専門委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長等の決するところによる。

第五条 部会長等は、あらかじめ議案を整理し、必要な資料を添えて会議に附議するものとする。

第六条 原子力委員会委員は、必要があると認めるときは、その構成員として指名されていない専門部会等に出席することができる。

第七条 専門部会等に、その調査審議すべき事項について、原子力委員会委員、参与又は専門委員を補佐させるため、幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、当該調査審議に必要な科学技術庁原子力局若しくは科学技術庁原子力安全局